

(基本方針)  
第3条 議会は、前条に定

(基本方針)

めるべき基本理念に基づき、地方分権の進展に的確に対応するため、議会の活性化を推進する。

## （議会の活動原則）

### 第5条 議会は、市民を代

【解説】  
第3条には、基本方針を定めています。

性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営を監視及び評価するものとする。

**第4条** この条例は、議会における最高規範であつて、議会に関する他の条例、規則等は、この条例と整合を図るものとする（最高規範性）

(最高規範性)

前条の基本理念に基づいて、地方分権の大きな流れに適切に対応するためには、議会の活性化が大切であるとしています。

〔解説〕

第4条には、この条例の最高規範性を定めて います

議会基本条例が笠岡市

議会の諸規程の中で最も上に位置するものであつて、議会に関する他の規程については、この条例との整合を図ることとしています。

4

議会は、市民に開かれ  
た議会を目指し、議会が  
行う活動に市民が参加で  
きるよう情報公開に取  
り組むとともに、市民に  
対して議会の議決及び運  
営についてその経緯、理  
由等を説明する責任を果  
たすものとする。

⊗  
議決機関

議会は、市民に開かれて  
なくてはなりません。市  
民参加はもちろんのこと、  
議決に至る経緯や理由の説  
明、議会運営についても積  
極的に情報公開します。

3 議員は、市民全体の福

な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不斷の研さんに努め、議案の審議又は審査を行うほか、政策立案及び政策提言を行うよう努めなければならない。

3 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。

※ 言論の府

また、議員は、自らの議会活動について、市民に説明責任を果たせなくてはなりません。

※ 言論の府

の意思決定は、議会の議決により行われます。また、議決権が、議会の権限の中で最も本質的なも

の意思決定は、議会の議決により行われます。また、議決権が、議会の権限の中で最も本質的なものであることから、このように呼ばれます。

解説

第6条には、議員の活動の諸原則を定めています。議員は議会の一員であり、議会が合議制の機関であり、

執行機關

市長、教育委員会、選舉管理委員会、監査委員、公平委員会など、独自の執行権限を持ち、担任する事務について、市の意思を自ら決定し、表示しそうる機関をいいます。

議員は議会の一員であり、議会が合議制の機関であり、言論の府であることを自覚し、自由な議員間討議を尊重し保障しなければなりません。

（議員の活動原則）  
第6条 議員は、議

論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重し、かつ、保障しなければならない議員は、市政全般につ

るとともに、自己の能力を高める不斷の研さんに努め、議案の審議又は審査を行うほか、政策立案及び政策提言を行うよう

3 努めなければならぬ。  
議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。